

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」 又は別表一の三「2」若しくは「13」)	1	円	(3)のうち当期繰越税額控除可能額 (2)と(3)のうち少ない金額)	4	円
当期税額基準額 (1) × $\frac{20}{100}$	2		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の④」)	5	
繰越税額控除限度超過額 (7の計)	3		法人税額の特別控除額 (4) - (5)	6	
翌期繰越税額控除限度超過額の計算					
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額	当期控除可能額	翌期繰越額 (7) - (8)		
	7	8	9		
平 平	円	円	外		
平 平					
平 平					
平 平					
平 平					
平 平					
平 平					
平 平					
計		(4)			

別表六（十二）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が平成24年改正法附則第22条第1項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年改正前の措置法第42条の10第3項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、経営革新設備等を事業の用に供した事業年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度に繰り越して税

額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

2 「翌期繰越額9」の各欄の外書には、措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の4第1項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に、別表六(二十三)付表「2」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。